

第 3 1 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 2 年 3 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 105 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 106 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 107 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 108 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による最低経営面積（別段の面積）の設定について
報第 33 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	10 番 鍵谷道隆 委員 11 番 奥村幸美 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 31 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、10 番 鍵谷道隆委員、11 番 奥村幸美委員を指名します。 それでは、議第 105 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局朗読）
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。
3 番奥村委員	3 番奥村です。 1 号事案の説明をします。資料 5-1 をご覧ください。 申請地の場所は JA 御嵩支店から南へ 10m ほどの所でございます。 転用の目的としましては資材置場です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は御嵩町で建設業を営んでおります。現在の資材置場は工事の増加により手狭になっており、必要な資材を無理に搬入すると事故のリスクも高まるため、早急に資材置場を拡張したいと考えておりました。

	<p>土地所有者 2 人はどちらも愛知県に住んでおり、今後も御嵩町に戻る予定はありません。現住所地から申請地までの距離があり、耕作を行う予定もなく、維持管理を行うことも困難な状況で売却を検討しておりました。とのこと。</p> <p>転用することによって付近に生ずる土地・耕作・家畜等の被害の防除施設の概要についてですが、申請地の北側は公衆用道路、東側は雑種地、西側は用悪水路、南側は道路ということです。</p> <p>雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。</p> <p>万が一周辺農地に被害を及ぼした場合は自己責任で解決いたします。</p> <p>2 月 21 日に皆様に現地確認をしていただいております。</p> <p>一部の埋め立てがしてありますが、町の事業で 3 月 31 日までに取り除いてくれるということです。</p> <p>誓約書・委任状が添付されております。</p> <p>以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思いますが皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、令和元年 7 月の農振協議会の際に説明させていただきましたが、現地が一部埋め立てられている件について、井尻川改修のための重機の転回所として一時的に使用されています。本来であれば一時転用が必要ですが、土地収用法第 3 条該当事業で転用は不要となっております。町建設課に埋め立てがいつまでかを確認したところ、3 月末日までということでしたので、本事案への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。</p>
3 番奥村委員	<p>3 番奥村です。2 号事案の説明をします。</p> <p>資料 5 - 2 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は上之郷診療所の南東 10m 程のところ。転用の目的は宅地一体利用地ということです。</p>

	<p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としましては、申請地南側に住んでいる方が譲受人ですが、宅地の法面として申請地を一体利用したく許可申請するものです、ということです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要としまして、北側は水路になっています。東側は宅地、南側は宅地、こちらは譲受人の住宅でございます。西側は雑種地になっており、被害防除方法及び排水処理方法は別紙配布のとおり、自然浸透及び水路への排水となっております。</p> <p>工事によって周辺住民に迷惑をかけないように十分留意しますが、万が一被害があった場合は当方において責任を負います。</p> <p>誓約書・始末書・水利組合の同意書等が添付されています。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないと思いますが皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので2号事案について質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、役場の支所である上之郷公民館から300m以内に存する農地であることから第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
1番亀井委員	<p>1番委員 亀井です。3号事案をご説明します。</p> <p>資料は5-3をご覧ください。</p> <p>事務局からの説明事項は省略します。</p> <p>本件申請地は御嵩町が実施中の亜炭鉱跡防災対策事業受注に伴う工事用プラントや資材置場、駐車場などを一時的に設置するもので、工事予定地に近いこの場所を適地と考え、地権者の了解が得られたことから申請に至ったものです。</p> <p>申請地は顔戸八幡神社の東約80m、ゴルフ練習場の町道北側で、圃場整備がなされていないエリアです。</p> <p>申請地の周辺状況は、北側は町道と民家、東側は町道、畑、民家で隣接農地所有者からは同意書が提出されています。</p> <p>西側は農作業用の道路、南側は町道です。</p> <p>申請地には土木シートを敷いた上に砂利、その上に山ずり、地上部には鉄板を敷き詰める計画ですが、場内の仮設通路の両サイドな</p>

	<p>ど、利用予定のない部分は埋め立て工事は行われない予定です。入り口は南側エリアのゴルフ練習場側の町道からとなります。また、申請地の周囲は柵が設置されて、事業終了後は水田の形状に復元する旨の県知事あて誠也育所も添付されています。隣接地との境界部分の草刈管理も実施するとの説明もありました。</p> <p>なお、雨水対策についてですが、申請書では自然浸透で処理するとされていましたが、現地確認を行った折にも湛水している農地が見受けられました。</p> <p>また、申請地内には手彫り排水溝が2つのルートであり、町道側溝に排水されていましてので現場責任者に対して、雨水排水先について役場担当課へ事前協議を行われたらどうかと参考意見を伝えました。</p> <p>ただし、雨水のみでプラント内の尾田楠井は専用タンクで保管処理されますので、この水路には放流されません。</p> <p>最後に、申請資料には行政書士あて委任状のほか、県知事あて誓約書、預金残高証明書、会社の事業内容や定款、地主との農地賃貸借契約書などが添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>亀井委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>4号事案について説明します。</p> <p>4号事案は転用目的が資材置場・駐車場となっておりますが、添付書類として提出された使用貸借契約書には使用目的に「太陽光発電施設」という文言がありました。そこで、転用事業者に理由を確認したところ、契約書の内容に誤りがあったため差し替えたいとのことでした。差し替えの対応は行いましたが、太陽光の疑いがあったため確認したところ、太陽光事業を行う際に必要な経済産業省の認定を受けていることが分かりました。そのため、現状では確実に</p>

	<p>申請のとおりに事業を行うとは言い切れないと判断し、審議は保留とすべきかと思われます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>もう少し柔らかく説明いただけませんかでしょうか</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、本申請の農地区分は第1種農地という地域にあたると判断しております。第1種農地には太陽光発電施設を設置できないという決まりがございます、これがそのまま資材置場等で利用されるということであれば問題ありませんが、当初の申請の際に貸借人の事業の中に太陽光発電施設というものがあまして、貸借の契約の中にもこの土地は太陽光発電設備として使うという契約の内容になっておりましたので、事業者が太陽光発電施設についてゆくゆくは行う予定があるのではないかと思われます。</p> <p>国の買取の認定をこの地番で受けておりまして、国の方にもこの土地は第1種農地なのでもともと太陽光発電設備が設置できない土地なので認定そのものを取り消すような働きかけを現在しているところでございます。</p> <p>国の方からは事業者に対して、設置できない土地なので認定を取り下げよう指導を1度はしてあるというような話を聞いております。</p> <p>認定を取り消す届出をしていただければ確実にそこは太陽光にはならないので、町としてもこちらの農地転用について問題ないと言い切れる部分もございまして、今の時点ではまだ農地転用が仮の形でその後に太陽光が見え隠れする状態の中では審議を諮るのは止めおきたいという思いがございましてこのような処置をさせていただきましたのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明と補足説明を事務局長からも頂きましたが、この案件は保留という形で処理をさせていただき、申請者からの対応を待って取り扱うということになりますので、そのようによろしく願いします。</p> <p>最後に皆様方、4号事案は保留とすべきかと思われます。 ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>ご異議がないようですので4号事案は保留とします。</p> <p>次に5号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
<p>9番鍵谷委員</p>	<p>9番鍵谷です。5号事案の説明をします。 資料5-5をご覧ください。 事務局より説明が合った事項は省きます。 土地の所在地は比衣里地区です。御嵩重機建設より南に100mほ</p>

	<p>どの所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は申請地北側に自宅を有しており、令和2年1月に駐車場拡張のため、今回申請地北側 336.23 m²、この内の農地 81 m²を購入しました。当初より今回の申請地部分を含めた面積で売買を打診しておりましたが、合意が得られずに 336.23 m²のみの購入となっております。今回再度売買の申し出を行ったところ、譲渡人より承諾を頂けたため申請を行います。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北側は譲受人所有地、東側は公衆用道路、南側は譲渡人所有の畑、西側は譲渡人所有の山林となっております。</p> <p>雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺農地へ被害を及ぼした場合は自己責任で解決いたします。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、誓約書、預金残高証明、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の概要については2月21日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から5号事案の申請内容に私は問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未滿の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>
	<p>5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって5号事案は適当と認め進達します。</p>
	<p>次に6号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
10番鍵谷委員	<p>10番鍵谷です。6号事案の説明をします。</p> <p>ただいま事務局から説明されましたことについては省略します。資料5-6をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は国道21号線沿い、旧岐阜隼人工業の東側の所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は現在八百津町に住んでいるが、自宅が古くなったため建て替えをするこ</p>

	<p>とにした。現在の居住地付近は商業施設等が少なく不便であるため将来のことを考えて利便性の高い申請地を購入し住宅を建築することにした。譲渡人2名は譲受人からの申し出を受けて売却することにした、とのことです。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は、図面のように一般個人住宅平屋建て建築面積98.79㎡となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は北側は農地法5条許可済みの畑、東側・南側は畑、西側は道路となっています。</p> <p>土地の造成は道路側を除きコンクリートブロックを積み土砂・雨水の流出を防止します。雨水は道路側溝に、汚水は下水道に接続し処理します。</p> <p>添付書類は誓約書、委任状、土地利用計画図、隣地承諾書・融資証明願、可児土地改良区意見書、始末書について確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については2月21日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから6号事案の申請内容については私は問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。</p> <p>議 長 10番委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>事務局次長 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>事務局次長 申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p> <p>議 長 採決に入ります。</p> <p>6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第106号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について 2番 須田ひろ子委員に関係しますので、2番 須田委員は農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(2番 須田委員 退席)</p>
--	---

<p>8 番田中委員</p>	<p>1号事案について、8番 田中宣行委員 説明願います。</p> <p>8番田中です。1号事案の説明をします。 資料4-1をご覧ください。 事前説明を2月14日、現地確認は2月21日に行いました。 申請地は送木集会所の西側の場所です。 東、北は町道に挟まれた場所です。 転用の目的は駐車場敷地です。 権利を設定しようとする理由は、申請人は高齢により耕作が困難になりつつあることから、耕作地を減らそうと考えておったところ、申請地付近の集会所に駐車場がなく、狭い町道に駐車して不便をきたしていることから、地元の方々が使用できるよう駐車場敷地に転用するものです。なお、自治会の総会において借用することが決議されています。 資金調達については全額自己資金で賄います。 転用の時期及び転用の目的に係る事業・施設の概要は、許可の日から2カ月以内に造成する予定です。 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、東側・北側は町道、南側は申請地より敷地にある高い町民菜園、西側は田でコンクリートブロック施工し土砂等の流出を防止します。 雨水については自然浸透で処理する予定です。家庭雑排水は出ません。 もし、非該当があったときは、申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。 添付書類として、県知事あて誓約書、隣地承諾書、自治会総会会議録、代替地検討資料、預金通帳の写しが添付されています。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。</p> <p>第1種農地では原則転用は認められませんが、周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは例外として転用が認められると法律に記載があります。本申請は集落の方への貸駐車場という内容であり、転用することに問題はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p>

	<p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、2番 須田委員の着席を認めます。 (2番 須田委員 着席)</p>
議 長	次に2号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。
10番鍵谷委員	<p>10番鍵谷です。2号事案の説明をします。</p> <p>ただいま事務局から説明されました事項については省略します。資料4-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は国道21号線沿い 旧岐阜隼人工業敷地内です。転用事由の用途・詳細は工場への進入路で道路から旧工場への搬入・搬出路として利用するものです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地への被害防除施設の概要は、東側は道路、南側・西側・北側は工場敷地、周囲に農地性のある土地はありません。</p> <p>添付書類は誓約書、委任状、始末書については確認しました。始末書には、私は法に無知であったとはいえ申請地を既に転用してしまったことについては誠に申し訳なく、今後このようなことは絶対にしません。なにとぞ寛大な処置をお願い申し上げます、との内容です。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については2月21日に現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容については私は問題がないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第107号 農用地利用集積計画の決定について、を議題</p>

<p>議 長</p>	<p>とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について 中地区推進委員の伊左治幸次委員に関係しますので、伊左治委員は農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (伊左治推進委員 退席)</p> <p>1号事案について、今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>推進委員の今井です。 1号事案について2月14日に現地確認を行いました。 現地は適切に管理されており、引き続き耕作をすることに何ら問題はないと思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、伊左治推進委員の着席を認めます。 (伊左治推進委員 着席)</p> <p>次に、2号事案について、今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>推進委員の今井です。 2月14日に現地確認を行いました。 こちらについても適正に管理されており問題はないと思います。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	特にありません。
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は可決しました。</p> <p>次の3号・4号事案について 5番 青木友誉委員に関係しますので、5番 青木委員は農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (5番 青木委員 退席)</p> <p>3号・4号事案について、関連した案件になりますので一括して審議を行います。 3号・4号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田推進委員	<p>3号・4号事案について説明します。 申請地は12月に耕作放棄地解消事業を行ったところです。 両隣で青木委員が耕作を行っており、申請地も耕作することに問題はないと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>先ほど、北田から説明がありましたが、本事案の申請地は皆様にご協力いただき遊休農地の解消を行った農地です。この春からは青木委員が担い手として耕作していただけることになりました。 ご協力いただきありがとうございます。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。 以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 3号・4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号・4号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p> <p>次の5号事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。</p>

<p>職務代理者</p>	<p>亀井委員、よろしくお願ひします。</p> <p>会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、5号事案について 9番鍵谷委員、15番鍵谷会長に関係しますので、9番鍵谷委員、15番鍵谷会長は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 退席)</p> <p>5号事案について、梅田推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願ひします。</p>
<p>梅田推進委員</p>	<p>推進委員の梅田です。</p> <p>申請地について、2月20日に奥村委員と現地を確認しました。現地を貸し付けて耕作することに問題はないと思います。以上です。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません</p>
<p>職務代理者</p>	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>5号事案について適当と認める方は挙手願ひします。挙手全員であります。よって5号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員、15番鍵谷会長の着席を認め、議長を鍵谷会長と交代します。</p> <p>(9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第108号 農地法第3条第2項第5号の規定による最低経営面積(別段の面積)の設定についてを議題とします。</p> <p>事務局より朗読・説明願ひします。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>事務局書記</p>	<p>15ページをご覧ください。</p> <p>現在、農地を耕作目的として取得する場合には農地法第3条の許可が必要であります。許可の要件の1つに「最低経営面積要件」があります。これは、農地の取得後の面積が、最低経営面積に達していないと農地を取得できない、というものです。最低経営面積は都府県が原則50アール、北海道が2ヘクタールと定められており</p>

	<p>ますが、地域の実情に応じて農業委員会で別段の面積を定めることが可能となっております。</p> <p>現在、御嵩町では 30 アールと定めており、ご異議がなければ令和年度も 30 アールで変更なしとさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、参考としまして、周辺の市町での最低経営面積は可児市が兼山地区を除き 30 アール、兼山地区は 20 アール、美濃加茂市が 30 アール、八百津町が 20 アール、坂祝町が 30 アール、川辺町が 20 アールとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
3 番奥村委員	<p>私は 20 アールとすべきかと思えますがいかがでしょうか。</p>
事務局書記	<p>法律には 10 アール以上で営農条件が同じ地域であること、設定した別段の面積を所有している農家が全体の 40%を切らないようにすることと定められています。</p> <p>30 アールを所有している農家が全体の何%かということは正直なところ調べられておりません。</p> <p>しかし、周辺の地域と比べた時に可児市と営農条件でそれほど違いがあるとは思えないため、今年度は 30 アールとさせていただきませんかでしょうか。</p>
3 番奥村委員	<p>説明としては分かりました。</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第 108 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手 13 名であります。</p> <p>よって議第 108 号については可決します。</p> <p>次に、報第 33 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局報告)</p>
議 長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 55 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

10 番

11 番
